資料２

文教・科学技術

財務省

2019年11月1日

総　論

文教・科学技術を取り巻く環境

- 急激な少子化の進展
- 潜在成長率の低下
- 激化する国際競争
- 厳しい財政状況

↓

一人ひとりの能力の向上と生産性の向上

（１）質の向上に向けた人的・物的リソースの有効活用

義務教育
- 学校における働き方改革（地域との協働）
- 学校のICT環境整備
- 学校施設の効率的な整備

科学技術
- 若手研究者の活力向上
- 研究者の事務負担の軽減
- 官民の役割分担・連携

（２）質の向上に向けた自律的なメカニズムの創出

国立大学
- 資源配分における評価の活用

スポーツ
- 競技力向上事業におけるガバナンス評価

文　化
- 稼ぐ文化に向けた取組

上記（１）・（２）に向け、関係者を巻き込み、着実に改革を行う者の背中を押し続けることが重要ではないか

1．義務教育

2．科学技術

3．国立大学

4．スポーツ･文化

学校における働き方改革：地域との協働

義務教育

中央教育審議会の答申において、学校における働き方改革のために教育委員会等が取り組むべき方策として、保護者・地域との適切な役割分担を進める観点からも、コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の整備により、地域・保護者の理解・協力を得ながら学校運営を行える体制の構築が必要とされた。

しかしながら、対象となる学校ベースでコミュニティ・スクールは約２割、地域学校協働本部は約4割に留まっている。

コミュニティ・スクール、地域学校協働本部の設置による成果・効果

◆コミュニティ・スクールと地域学校協働本部の一体的推進による効果

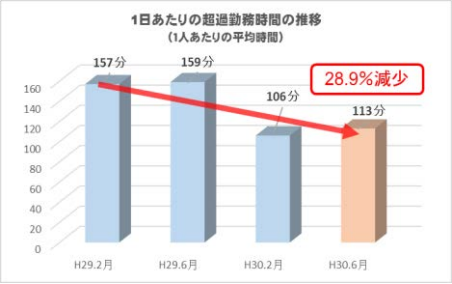

（出所）文部科学省資料より抜粋

＜教員へのアンケート結果（主な項目）＞	%
退校時刻面で効果があった	88.8
働き方に関する意識が変わった	88.8
授業準備・学力向上に関わる時間が増えた	77.5
精神的にゆとりができた	72.5
児童と向き合う時間が増えた	67.5

●コミュニティ・スクール

コミュニティ・スクールとは、学校と地域住民や保護者が力を合わせて学校の運営に取り組む仕組み（学校運営協議会）。協議会の委員（保護者や地域住民など）は、校長が作成する学校運営の基本的方針（教育課程の編成、予算執行など）の承認、教職員の任用に関して意見を述べることができる。

●地域学校協働本部（・活動）

地域学校協働本部とは、地域側が主体となって、地域と学校が連携・協働して地域全体で未来を担う子供たちの成長を支えていく活動（登下校の見守り活動、放課後や土曜日の学習支援、家庭教育支援活動など）に取り組む体制のこと。

◆知事部局、教育委員会が連携し、一体となって取り組んでいる事例（山口県）

◎知事の方針（「総合教育会議」における知事発言）

⇒「人材育成については、公立小・中学校のコミュニティ・スクールの設置率が100%に達しており、その取組を更に充実させ、地域と学校が一体となった教育を進めていくことが必要」

◎教育委員会の取組

H29「学校における働き方改革加速化プラン」策定

＜業務改善ポリシー＞：
教員の時間外業務を30%削減（H29～H31年）

（主な内容）
○業務の見直し・効率化
・「コミュニティ・スクール推進による取組の充実」により、教員の負担軽減。
○学校支援人材の活用
・地域人材の活用拡大　等

＜体制整備の状況＞

H30.4.1現在	設置率
コミュニティ・スクール	100%
地域の教育に係る協議会（中学校区に設置）	100%

◆設置状況

	設置数	設置市町村	対象学校数
コミュニティ・スクール	4,797校（16.7%）※1	532市区町村（30.5%）※2	―
地域学校協働本部	6,190本部	772市町村（44.3%）※2	11,069校（38.2%）※1

（注）　※1のカッコ書きは公立小・中学校数（29,012校）、※2のカッコ書きは全市町村数（1,741市町村）に対する設置率
（出所）文部科学省資料

＜改革の方向性＞

○　今後、働き方改革を着実に進める上では、学校の果たすべき役割について地域・保護者の理解・協力を得つつ、教員の仕事を不断に見直す仕組みを作ることが重要。コミュニティ・スクールや地域学校協働本部の設置を促進するため、先進的な取組事例を積極的に発信するなど、教育委員会や首長部局等が体制の構築に取組みやすい土台作りが必要ではないか。

学校のICT環境整備

義務教育

学校教育法上、学校の経費について設置者負担の原則が規定されているが、学校におけるICT環境整備については、これまで多額の国庫補助や地方財政措置がなされてきたところ。
しかしながら、整備目標に対して大幅な遅れが生じているとともに、自治体間にバラツキがある状況。

これまでの整備目標と成果

◆H21補正予算（ｽｸｰﾙ・ﾆｭｰﾃﾞｨｰﾙ）
予算額：約1,150億円（補助率：1/2）

＜補正予算による整備目標＞	（平成20年3月末）	（補正予算による目標）	（平成22年3月末）
①教育用PCを児童生徒3.6人に1台	7.0人/1台	3.6人/1台	6.8人/1台
②校務用PCを教員に1人1台	約58%	100%	79.9%
③校内LAN（普通教室）	63%	100%	72.1%

◆教育のIT化に向けた環境整備４か年計画（H26～29年度）
地方財政措置額：総額6,712億円（単年度1,678億円）

＜主な整備目標＞	（平成26年3月末）	（整備目標）	（平成30年3月末）
①教育用PCを児童生徒3.6人に1台	6.5人/1台	3.6人/1台	5.6人/1台
②校務用PCを教員1人に1台	111.1%	100%	119.9%
③校内LAN（普通教室）※カッコ内は「無線LAN」	85.6%（21.3%）	100%	90.2%（34.5%）
（参考）超高速ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続（学校）※100Mbps以上	不明	－	63.2%

◆教育のICT化に向けた環境整備５か年計画（H30～R4年度）
地方財政措置額：総額9,025億円（単年度1,805億円）

＜主な整備目標＞	（平成30年3月末）	（平成31年3月末）	（整備目標）
①学習者用PCを3クラスに1クラス分程度	5.6人/1台	5.4人/1台	3.0人/1台
②校務用PCを教員1人に1台	119.9%	120.6%	100%
③校内LAN（普通教室）※カッコ内は「無線LAN」	90.2%（34.5%）	89.6%（40.7%）	100%
（参考）超高速ｲﾝﾀｰﾈｯﾄ接続（学校）※100Mbps以上	63.2%	69.1%	－

（出所）文部科学省「平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（平成31年3月現在）〔速報値〕」等

地方自治体間の格差(都道府県別)

◆学習者用PC1台当たりの児童生徒数の経年比較

○ 整備状況

	＜平成19年3月末＞	＜平成31年3月末＞	
＜ 1位 ＞	4.6人/1台	1.8人/1台	格差
＜ 最下位 ＞	10.4人/1台	7.5人/1台	

○ 整備促進度合の比較

	＜平成19年3月末＞	＜平成31年3月末＞	＜促進度合＞	
＜ 佐賀県 ＞	7.3人/1台	1.8人/1台	5.5人/1台	格差
＜ 群馬県 ＞	6.0人/1台	5.9人/1台	0.1人/1台	

（出所）文部科学省「平成30年度学校における教育の情報化の実態等に関する調査結果（平成30年3月現在）［速報値］」等

地方自治体の学校ICT化への取組と意見

◆積極的な自治体の取組例【島根県美郷町：H29財政力指数：0.13（平均：0.51）、学習者用PC：0.7人/台（全国34位/1816自治体）】

課題	中山間地域として人口減少や少子高齢化が大きな課題。
対応策	ICT活用による教育効果の向上のため、機器の段階的整備（1人1台のﾀﾌﾞﾚｯﾄ端末）とICT支援員の複数配置。
結果	保護者や地域の信頼を獲得し、児童生徒数の増加と人口減少の鈍化に貢献。

◆ICT化に対して自治体が抱えている懸念や課題
- ICT環境整備と学習効果・学力向上の直接的な関係を示す情報・根拠がない。
- 実際に授業で十分活用できるまでに達した教員はほとんどいない。
- 1人1台を達成するための費用が膨大。他事業の兼ね合いからICT環境整備を優先させられない。

（出所）担当者向けパンフレット（全国ICT教育首長協議会）、学校教育の情報化の状況等に関する調査研究（H28年3月㈱三菱総合研究所）

＜改革の方向性＞
○ 平成21年度以降の予算措置や地方財政措置の結果を鑑みれば、単純に整備に要する国費を投じれば学校のICT化が進むというものではなく、教育のICT化がいかに重要かつ必須の教育ツールであるか、実施主体である地方自治体（教育現場）の理解を得ることが最重要課題。このため、エビデンスに基づく教育効果の提示などにより自治体が抱えているICT化への課題や懸念を払拭する必要があるのではないか。

（参考）GIGAスクールネットワーク構想（令和2年度概算要求）の留意点

義務教育

○ GIGAスクールネットワーク構想　：
国公私の小・中・高等学校等（3.6万校）の全ての学校に、高速かつ大容量の無線LAN（10Gbps）を3年間で整備。
（補助率：1/2(公立、私立）、10/10（国立）、国費単年度：375億円）

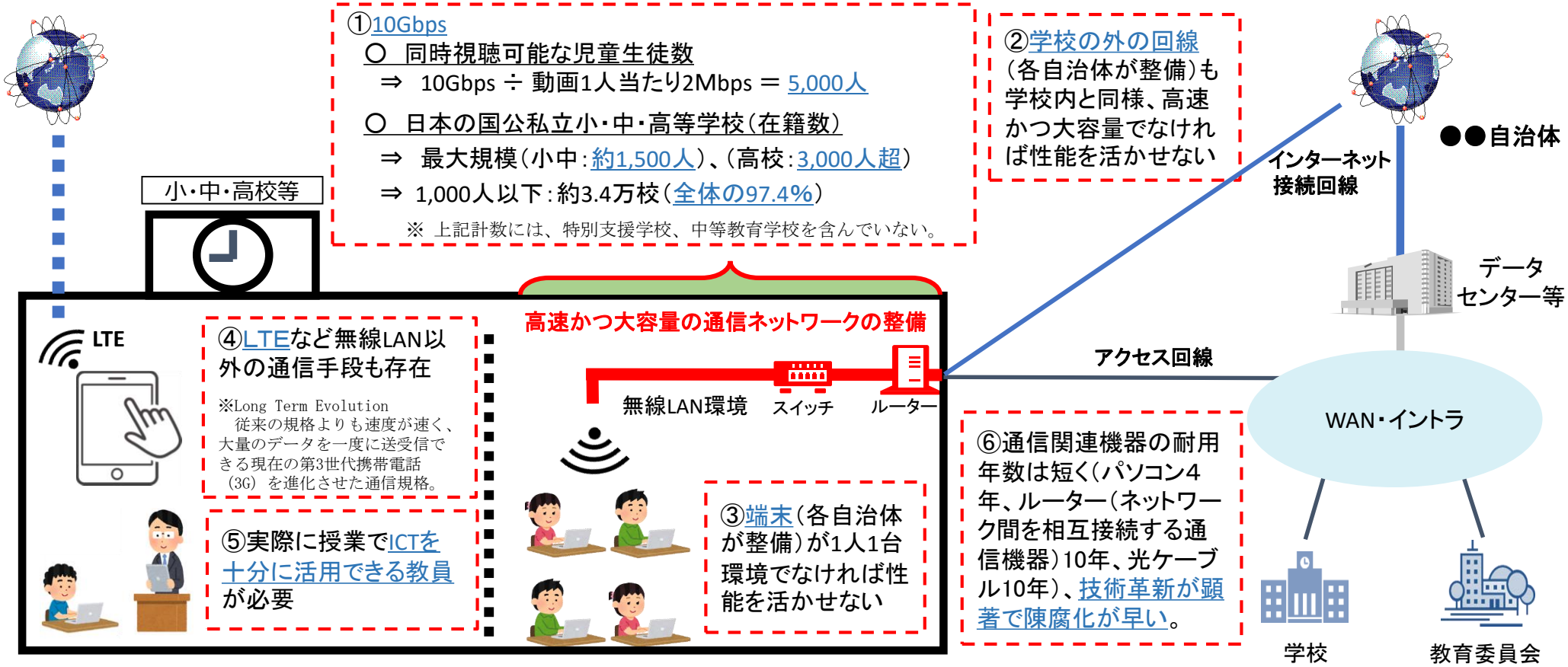

➢ 整備率に自治体間のバラツキがある中、各自治体の計画や地域性、学校規模を考慮せず、全ての学校に一律に無線LAN（10Gbps）を設置するとの方針で整備することは適当か。

➢ 学校ICT環境の促進を図る上では、どのような教育を行いたいのか各自治体の理解を得た上で、自治体の様々なネットワーク環境等に応じた、計画的・一体的な整備を行うことが重要。国費で支援を行う場合は、地方財政措置との関係を整理するとともに、上記の観点から検討を行うことが必要ではないか。

学校施設の効率的な整備

義務教育

○　平成25年に策定された「インフラ長寿命化基本計画」（※）では、地方公共団体を含め、個別施設ごとの長寿命化計画の策定を通じてメンテナンスサイクルを構築し、トータルコストの縮減・平準化を図っていくことが掲げられている。

（※）「インフラ老朽化対策の推進に関する関係省庁連絡会議」において政府全体の取組として取りまとめたもの。

○　学校施設に関しては、将来的な人口動態も見据えた学校規模の適正化に配意しつつ、各教育委員会で個別施設計画を2020年度までに策定することになっている。しかし、約8割の学校で未対応であり、早急に検討を進めていく必要。

○　さらに、整備の効率化の観点からは、長寿命化に加え、整備手法の工夫によりコストの縮減を図っていくことも重要。

＜長寿命化によるコスト低減＞

○　改修・更新コストのイメージ

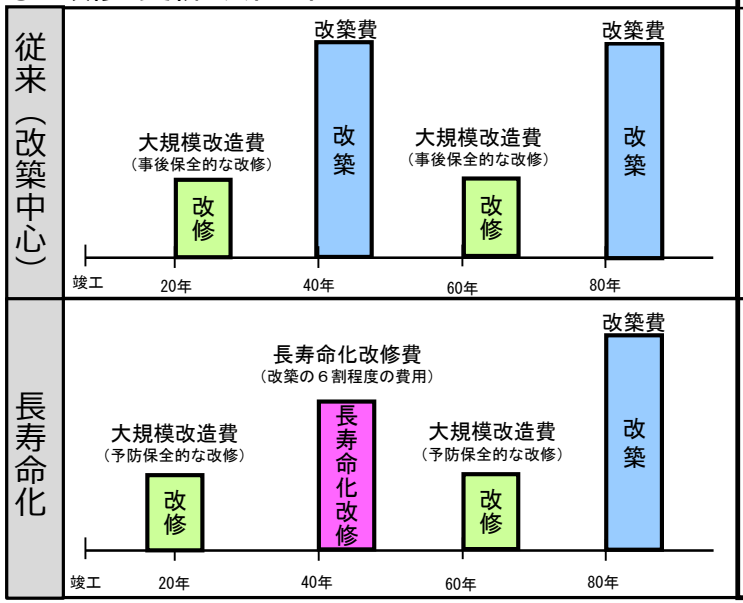

例）福島県矢吹町

町内４小中学校の40年間における維持・更新コスト

196億円

152億円

▲44億円削減
（▲22%削減）

出典：矢吹町学校教育施設長寿命化計画

○　個別施設計画の策定状況

	策定済	未策定
公立小中学校	22%	78%

注：調査対象は、学級数が12～18学級かつ築15年以上40年未満で建物面積が1,000㎡以上の校舎がある学校。
出典：財務省　「令和元年度予算執行調査」

＜施設整備手法の工夫＞

例１）　PFIを活用した学校施設の複合施設化

○　京都御池中学校では、保育園、老人福祉施設、行政機関等との複合化をPFI事業により実施。

○　従来の整備手法と比べ、施設整備及び維持管理費を３０％削減。

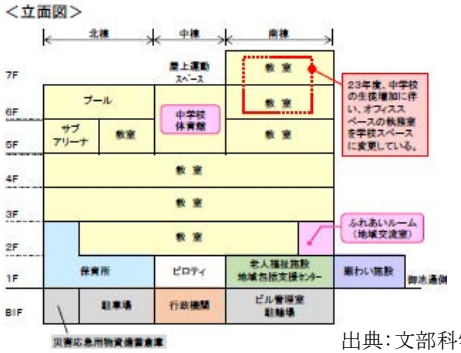

出典：文部科学省

例２）　学校プールの廃止と既存屋内温水プールの活用

○　神奈川県海老名市において、市内小中学校19校のプールを全て廃止し、既存の屋内温水プール４施設で水泳授業を実施。

○　学校プールの建替え・維持と比較し、20年間で約19億円程度の削減効果

出典：文部科学省

1. 義務教育

2. 科学技術

3. 国立大学

4. スポーツ・文化

日本の研究力向上に向けた課題

○　日本の科学技術関係予算の規模は主要国と比べて遜色ない水準。しかし、論文数シェアが低下してきたことなどをもって日本の研究力が低迷していると指摘されており、研究力向上に向けては、主に以下の課題が挙げられる。

- 若手研究者が、質の高い論文を多く出している一方、身分が不安定化しているとの指摘　⇒　若手研究者の活力向上
- 研究者が研究パフォーマンスを高める上で、研究時間の確保の困難さが最大の制約要因　⇒　研究者の事務負担の軽減
- 産業界から大学への資金の流れや政府の基礎研究向け支援の確保　⇒　官民の適切な役割分担・連携

◆研究者の年齢構成

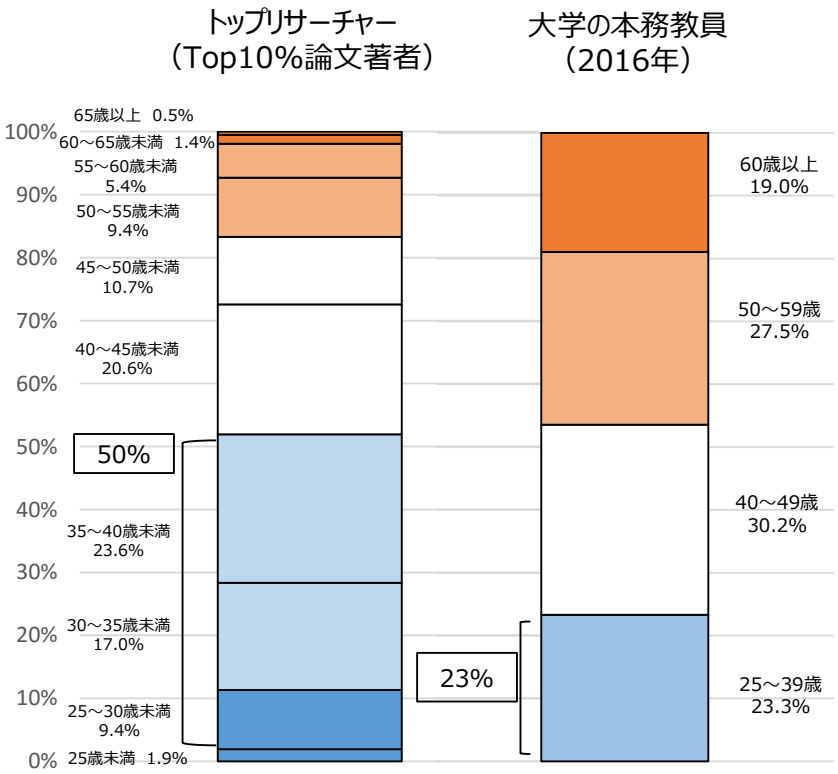

（出典）文部科学省　科学技術・学術政策研究所「優れた成果をあげた研究活動の特性：トップリサーチャーから見た科学技術政策の効果と研究開発水準に関する調査報告書」（2006年３月）及び文部科学省　科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2019」（2019年８月）より財務省作成。

◆研究パフォーマンスを高める上での制約要因について回答した研究者の割合

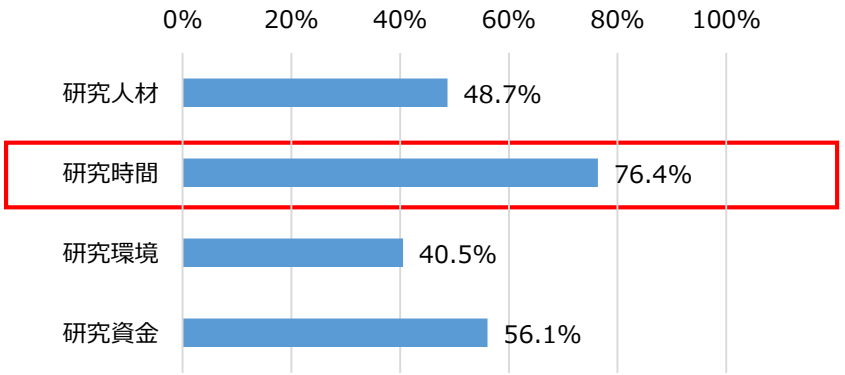

（注）「非常に強い制約となっている」又は「強い制約となっている」と答えた回答者の割合（複数回答可）。
（出典）文部科学省　「平成30年度大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」（令和元年６月）

◆企業の研究開発費のうち大学に投じる研究開発費の割合（2017年）

日	米	独	仏	英
0.7%	1.0%	3.7%	1.0%	1.6%

（注）文部科学省　科学技術・学術政策研究所「科学技術指標2019」に基づき作成。独、英は2016年、仏は2015年の数値

若手研究者の活力向上①：若手研究者への支援

科学技術

○ 国立大学では、法人化以降の定年延長等に伴うシニア教員の残留等の結果、教員数が増加する中でも若手が減少。

○ 競争的資金による若手研究者の任期付採用数が増加し、若手研究者の身分の不安定を招いているとされるが、任期付き教員の割合は、米国も約４割と同程度の水準であり、海外においても、研究者のキャリアパスは任期付きから始まるのが通例。

○ 科学研究費助成事業（科研費）等の競争的資金では若手研究者への支援重点化を進めており、科研費の採択件数に占める若手研究者の比率が上昇。また、競争的資金の支援期間は、科研費が２～６年であるなどOECD諸国と同様の長さ。

◆教員の雇用状況（日米比較）

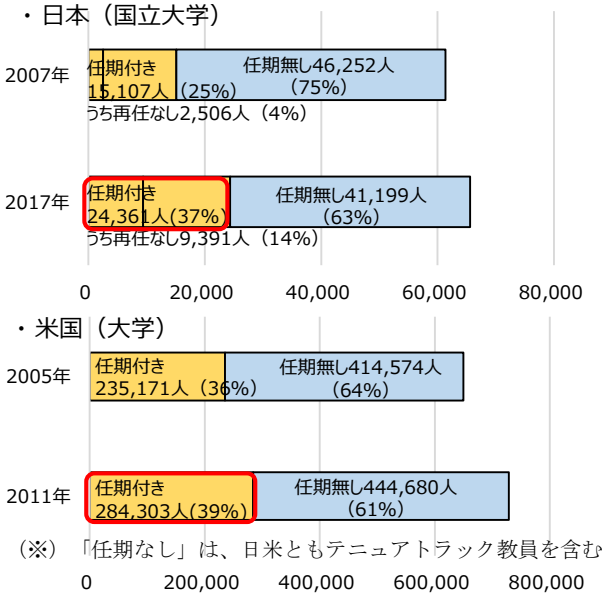

（※）「任期なし」は、日米ともテニュアトラック教員を含む

（注）文部科学省資料、科学技術・学術政策研究所資料より財務省作成。

◆科研費の採択件数に占める若手研究者の比率

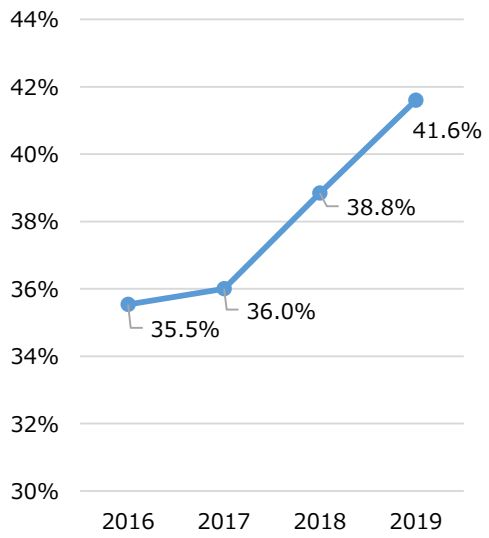

（注）文部科学省資料より財務省作成。

◆OECD各国の研究費の支援期間（年）

Figure 6. Grant duration (in years) of research funding schemes analysed (multiple response possible)

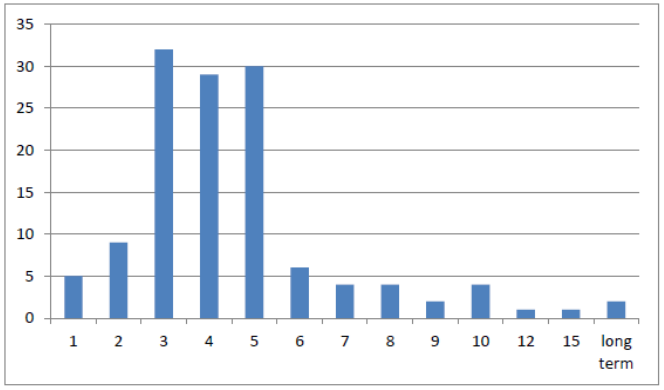

（出典）OECD, "Effective Operation of Competitive Research Funding Systems" (October 2018)

＜改革の方向性＞

○ 若手研究者の処遇について、まずは、大学自らの人事・給与マネジメント改革により改善を図る余地があるのではないか。

○ 科研費等において若手研究者への重点化を引き続き推進するとともに、チーム型研究等での人材育成の強化や資金配分機関の連携等を通じ、研究成果を出す若手研究者が、研究の方向性（基礎研究の探求、社会実装等）に応じて様々な研究資金を継続して獲得できるよう、競争的資金全体を見直していくことが重要ではないか。〔次期科学技術基本計画に向けた課題〕

若手研究者の活力向上②：博士課程修了者のキャリアパスの多様化

科学技術

○ 博士課程修了者のうち、約2割は就職も進学もしていない。また、雇用された場合の雇用先を見ると、民間企業の比率は2～3割。

○ 産業サイドから見ると、内部人材の育成の方が効果的、特定分野の専門知識は持つがすぐには活用できない、といった理由で博士課程修了者を採用しない企業がある一方、採用した企業においては、学士・修士に比して満足度が高い。

○ 博士課程修了者がインターンシップ経験を有する場合、民間企業に就職する者の割合が大きくなるが、研究開発者向けのインターンシップを実施している企業は約3割に留まっている。（※インターンシップによるキャリアパスの多様化（民間企業への就職促進）については、平成20～26年度に実施した文科省のモデル事業においてその有効性を確認済み）

博士課程卒業後の状況	
就職・進学者	75.2%
就職も進学もしていない者	17.3%
その他	7.5%

雇用先機関の状況（2015年博士課程修了者）			
大学等	52.3%	非営利団体	7.9%
公的研究機関	8.8%	個人事業主	3.3%
民間企業	24.7%	その他・無所属	3.0%

研究開発者の採用後の印象	期待を上回った	期待を下回る
学士号取得者	5.3%	5.2%
修士号取得者	6.2%	8.1%
博士課程修了者	9.6%	5.3%
ポスドク	7.0%	6.1%

博士課程修了者の雇用先機関（インターンシップ経験の有無別）

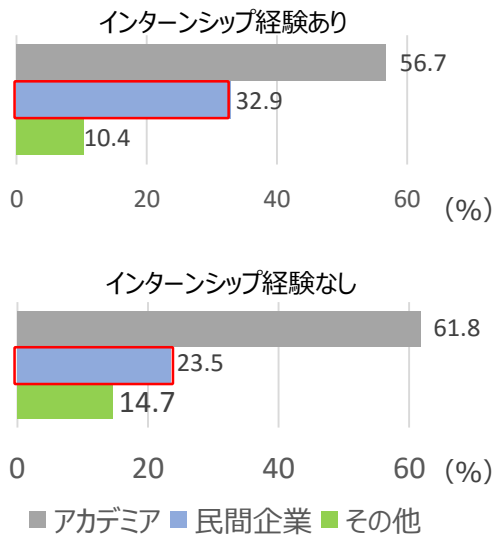

民間企業における研究開発者向けのインターンシップの実施状況

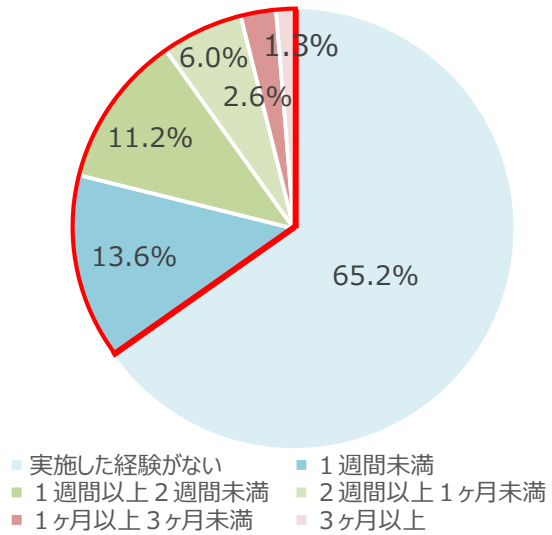

（出典）文部科学省「学校基本調査」、文部科学省　科学技術・学術政策研究所「博士人材追跡調査」第2次報告書、文部科学省　科学技術・学術政策研究所「民間企業の研究活動に関する調査報告」（2012、2018）

＜改革の方向性＞

○ 若手研究者のキャリアパスの多様化、特に民間企業への進出を図る上で、インターンシップ機会の拡充など、産学の自発的な取り組みで改善できる余地があるのではないか。

研究者の事務負担の軽減

科学技術

○　研究成果を出す上で、大学運営業務（学内会議への参加等）が研究時間確保の観点から最大の制約。

○　競争的資金の事務手続は、科研費の申請手続の電子化等の改善が進捗。また、リサーチ・アドミニストレーター（URA）(注)の配置を増加させるなど研究者の負担軽減の取組を進めているが、依然として、政府の取組が不十分との指摘もある。

（注）大学等において、研究活動の企画・マネジメント等を行うことにより、研究者の研究活動の活性化等を支援する人材。

○　なお、競争的資金等の事務手続に要する時間は、年間の研究時間のうち５％程度との調査結果もある。

◆研究パフォーマンスを高める上での制約要因について回答した研究者の割合（研究時間）

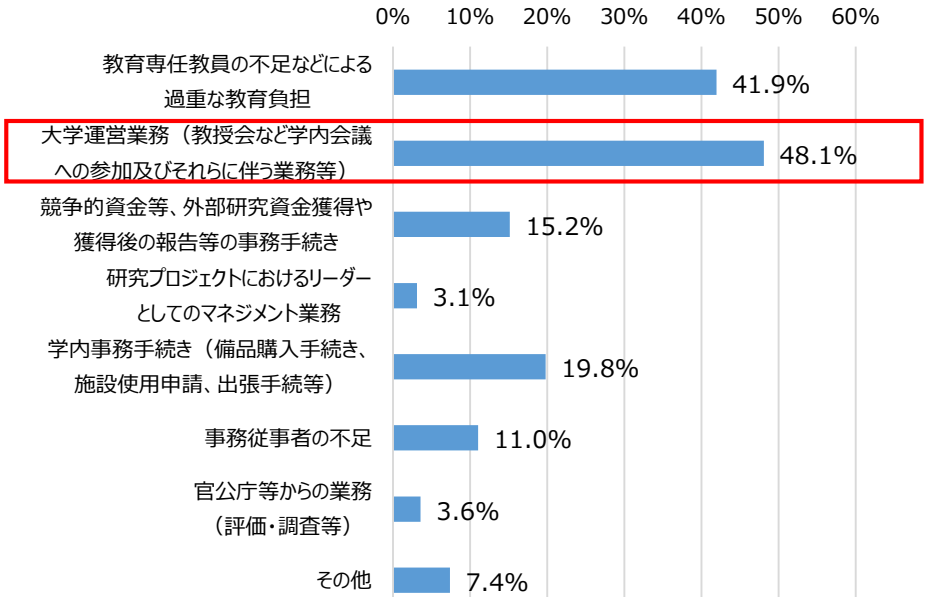

（注）「非常に強い制約となっている」又は「強い制約となっている」と答えた回答者の割合（複数回答可）。
（出典）文部科学省「平成30年度大学等におけるフルタイム換算データに関する調査」（令和元年６月）（右下の表も同様）

質問内容	指数				
	著しく不十分（2.5未満）	不十分との強い認識（2.5～3.5）	不十分（3.5～4.5）	ほぼ問題ない（4.5～5.5）	問題ない（5.5以上）
政府の公募型研究費において、申請時の申請書や審査員の負担及び課題実施に際しての手続・評価等にかかる研究者の負担を低減するような取組が十分に行われていると思いますか。		●			

（注）日本の科学技術の状況変化等を把握するため、毎年、同一回答者に行う意識調査。「不十分」から「十分」の６点尺度を０～10の値に変換。大学・公的研究機関グループに係る今回の上記結果（2.9）は平成28年度（3.1、白丸）から悪化。
（出典）文部科学省　科学技術・学術政策研究所「科学技術の状況に係る総合的意識調査」（令和元年４月）

競争的資金等、外囲部研究資金獲得や獲得後の報告等のための業務手続に費やした日数・時間			年間の研究時間に占める割合	年間の総職務時間に占める割合
年間の平均的な日数（a）	平均的な１日の時間（b）	年間の総時間（c）：(a)×(b)		
15.5日	2:01	43時間	5.0%	1.7%

（注）学問分野別の有効回収数に応じた重み付け集計のため、(c)は単純に(a)×(b)の値にならない。

＜改革の方向性＞

○　研究者の事務負担軽減に向けては、研究現場の実態を把握した上で、大学における学内業務の効率化や研究資金における申請・審査事務等の簡素化・合理化など、多角的に検討を進めていくことが重要ではないか。

官民の適切な役割分担・連携

科学技術

○　基礎研究から事業化までを見据えた「戦略的イノベーション創造プログラム（SIP）」第２期（平成30年度～令和4年度）では、国の資金の半分が民間企業に向けられる一方、大学向けは４分の１に留まる。来年度の中間評価以降導入されるマッチングファンド方式において、本来民間が負担すべき範囲まで国が肩代わりされることのないよう厳格な運用が求められる。

○　産学連携・拠点形成事業について、他国では、大学と産業界の連携促進や民間との役割分担の観点から、民間資金とのマッチングファンド方式の徹底がなされた事業も見られるが、我が国では、こうした取組は近年の一部の事業に止まる。

◆SIP第２期（平成30年度）の国からの支出状況

	総額（百万円）	大学		国研機関		民間等		自治体	
		支出額（百万円）	機関数	支出額（百万円）	機関数	支出額（百万円）	機関数	支出額（百万円）	機関数
12プロジェクト計	22,203	5,999	134	5,104	34	10,958	229	142	14
支出総額に対する比率	100.0%	27.0%		23.0%		49.4%		0.6%	

SIPが導入するマッチングファンド方式（概要）

・①TRL（注）が中間評価時点で５（想定使用環境下での技術実証）以上等、②国が率先して取り組むべき社会課題解決のための研究開発ではなく、専ら民間企業の競争力強化に資する、のいずれも概ね満たす研究開発について、中間評価以降の各年度において、マッチング率50%（民間企業等の貢献額が政府からの委託額と同額）以上を求める。

（注）TRL（技術成熟度レベル）は、基礎研究から事業化までの研究段階をレベル１～９で段階付けするもの。

◆海外の拠点形成事業の例

■ドイツ・研究キャンパス事業
・　政府支援と企業の持ち出し（金銭提供以外を含む）が１対１であることが採択要件。

■ドイツ・先端クラスター事業
・　地域側の民間資金等が連邦政府の支援額と同額以上であることが採択要件。

■米国・産学共同研究センター（I/UCRC）プログラム
・　産学連携拠点の自立運営に向け、５年間で仕切る３フェーズで政府支援を段階的に縮小。同時に、契約企業数及び会費を段階的に増やすことが支援継続の要件。

（出典）「ドイツに学ぶ科学技術政策」（2016年）、「米国国立科学財団NSF」（2018年）から財務省作成

＜改革の方向性＞

○　国の支援が民間資金の活用が難しい基礎研究等に適切に配分されるよう、実用化を射程に含む研究資金や産学連携・拠点形成事業については、SIPの運用も検証しつつ、研究フェーズの進捗等に応じた客観的な判断に基づくマッチングファンド方式の導入など、民間資金を活用する仕組みを工夫していくことが重要ではないか。

1. 義務教育

2. 科学技術

3. 国立大学

4. スポーツ・文化

「共通の成果指標に基づく相対評価（約700億円）」の実施結果

国立大学

◆令和元年度予算における
国立大学法人運営費交付金（10,971億円）の配分方法

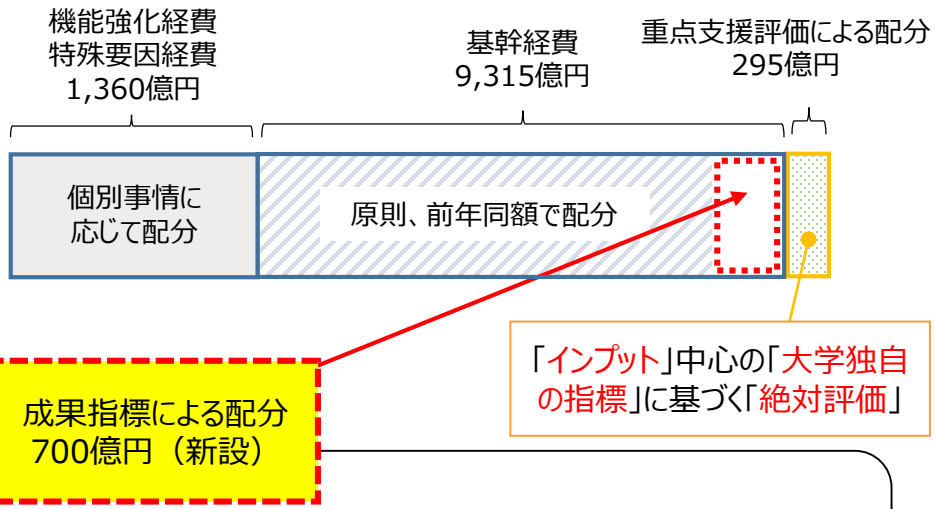

○ 「成果」、「大学間共通」の指標で「相対評価」
(1) 会計マネジメント改革の状況
(2) 教員一人当たり外部資金獲得実績
(3) 若手研究者比率
(4) コスト当たりTop10%論文数
(5) 人事給与・施設マネジメント改革の状況

○ 各大学の前年度基幹経費の約7%分（配分基礎額）を上記の評価に基づき、▲10%～＋10%の範囲内で増減。
（※配分対象割合、増減率を2020年度以降順次拡大）

○ 配分される資金は基幹経費の内数（使途は自由）

○ 重点支援の類型ごと（※）に相対評価を行い配分

※重点支援①：地域のニーズに応える人材育成・研究（55大学）
重点支援②：分野ごとの優れた教育研究拠点やネットワーク形成（15大学）
重点支援③：世界トップ大学と伍して卓越した教育研究（16大学）

◆「共通の成果指標に基づく相対評価（約700億円）」の実施結果

＜指標ごとの主な評価結果＞

(1) 会計マネジメント改革の状況

- 財務諸表における学部・研究科ごとの部門別開示を行っている大学は依然として５％未満と学外への可視化が不徹底。
- 共同研究に必要な間接コストの積算及び設定を行っている大学は、重点支援①13%、②0%、③56%と間接費収入確保に向けた取組は道半ば。

(2) 教員一人当たり外部資金獲得実績

- 重点支援類型ごとの平均で見ると、研究教育資金（受託研究等）は①93万円、②107万円、③193万円、経営資金（寄付金等）は①151万円、②170万円、③233万円であるが、例えば重点支援③でも低調な大学があるなど、さらに取組を強化する余地。

(3) 若手研究者比率／(4) コスト当たりTop10%論文数

- 重点支援類型ごとの平均で見ると、①21%、②22%、③27%。
- 若手研究者比率が高いほどコスト当たりTop10%論文数も多い。

(5) 人事給与・施設マネジメント改革の状況

- 業績評価については、給与・賞与への反映は進んでいるが、任期・雇用更新や研究費等予算配分への反映は概ね3割以下の大学でしか行われておらず、取組は道半ば。
- 年齢構成の適正化に取り組んでいる大学も概ね3割以下に留まる。

＜配分結果＞

- 各大学ごとの配分基礎額に対する増減率は、▲7.9%～7.7%の範囲。
- 各大学ごとの増減額を特殊要因を除いた運営費交付金の総額と比較すると、▲0.40%～0.55%の範囲に留まる。

総括

○ 適切な評価指標の設定（継続含む）による改革のインセンティブ付け

○ 配分総額・増減率の拡充による更なる重点支援

「共通の成果指標に基づく相対評価」の強化・拡充

国立大学

○ 「新経済・財政再生計画改革工程表2018」（平成30年12月経済財政諮問会議）では、令和2年度において以下の取組を求めている。
（１）教育研究や学問分野ごとの特性を反映した、教育研究の成果に係る客観・共通指標及び評価について検討を行い、その結果を活用すること
（２）配分対象割合・再配分率を順次拡大すること

（１）教育・研究の成果に係る客観・共通指標の活用

（基本的考え方）
- 令和元年度では、教育・研究の成果に係る指標について、「コスト当たりTop10%論文数」を試行的に導入。
- 令和2年度に向けては、これに加え、昨年の財政制度等審議会の建議も踏まえた、教育・研究の質を測る客観的かつ比較可能な指標の設定が求められる。

（具体的方向性）
- 単なる取組やインプットを評価する指標ではなく、アウトカムに重点を置いた指標を設定することが重要。
- 中央教育審議会答申（「2040年に向けた高等教育のグランドデザイン」）や国内大学における学内データの活用事例などを踏まえると、学問分野の違いに配慮しつつ、
  ① 教育の質に関しては、進路等の卒業後の状況（進学率・就職率など）、といった指標がありうるか。
  ② 研究の質に関しては、Top10%論文数に加え、科学研究費等の競争的資金の採択実績、といった指標がありうるか。

（２）配分対象割合・再配分率の順次拡大

○ これまで財政制度等審議会においても指摘されてきたように、重点支援評価に基づく配分（295億円）には評価・配分手法として様々な課題があり、評価の枠組み全体の在り方として、これを縮小するとともに、相対評価を拡充していくことが必要。

○ その際、全体として現状の評価枠（約1000億円）からの積み上げも念頭におきつつ、改革に取り組む大学への重点支援を強化することが重要。

今後に向けた視点：資源配分における評価の活用／資源配分の最適化

国立大学

＜問題意識＞
第4期中期目標期間(R4～9年度)に向け、国立大学の多様性を踏まえつつ、資源配分の在り方をどのように考えていくべきか。

第３期中期目標期間（H28～R3年度）

地域貢献、専門分野、卓越性等の大学の特性に応じた３つの重点支援枠

H28

３つの枠毎に「重点支援評価」を導入
（約100億円）

財政制度等審議会の指摘（Ｈ30秋・R元春）
- 必ずしもアウトカム指標ではない。
- 相対評価でないうえに、必ずしも厳格でない自己評価が行われている。

R元（第３期の折り返し地点）

維持（295億円）

３つの枠毎に、「共通の成果指標に基づく相対評価」を導入
（700億円）

第４期（R4～R9年度）

（A）
資源配分における評価の在り方

（B）
多様性を踏まえた配分

＜改革の方向性＞

（A：資源配分における評価の在り方）
- ○ 「共通の成果指標に基づく相対評価」の実効性を引き続き検証しつつ、その枠組を基本に、改革に真摯に取り組む大学への重点支援の在り方を検討すべきではないか。
- ○ その際、配分額を長期にわたって固定することなく、進行中の改革の成果を毎年度適切に評価していくことが重要ではないか。

（B：多様性を踏まえた配分）
- ○ 相対評価の母数となる大学数は一定の規模を確保しつつ、大学の特性に応じたスキームを検討することが考えられるか。
- ○ 大学の多様性を踏まえつつ、各大学において大学自らの経営判断に基づき学内の資源配分の最適化を図ることが重要。
  - 相対評価の枠組みを通じた、経営判断力向上に向けた環境作りへのインセンティブ付け
    （例：学部・学科ごとの成果をコストデータと比較して分析し、経営判断に活かす改革を支援）
  - 大学にとって有用であるが競争的資金の獲得が難しい学問分野への学長裁量経費の更なる有効活用
  - 寄付金等の財源の多様化に向けた取組の更なる推進

（参考）文科省方針や与党提言においては、各大学が自ら適正な規模の在り方を検討し、連携・集約を促進すべきとされている。

1. 義務教育

2. 科学技術

3. 国立大学

4. スポーツ・文化

競技力向上事業におけるガバナンス評価

スポーツ

○ 競技力向上事業は、オリンピック東京大会に向け、32.5億円（H25）から100.5億円（R元）まで３倍超に増加。（スポーツ予算比：13.4%→28.7%）。こうした中、同事業の助成を受ける中央競技団体では、競技力向上事業等の受取補助金等が増加。

○ スポーツ団体の運営の適正性が求められる中、各中央競技団体は、スポーツ庁が本年６月に策定した「ガバナンス・コード」に基づき、今後、財務健全性等の計画策定や、コードに係る４年に１度の適合性審査及び毎年の適合状況の説明・公表が求められる。

○ 競技力向上事業の助成金配分では、ガバナンス等に係る、評価のメリハリ付けや、各団体の取組状況等の透明性が課題。

◆経常収益の推移（中央競技団体全体）

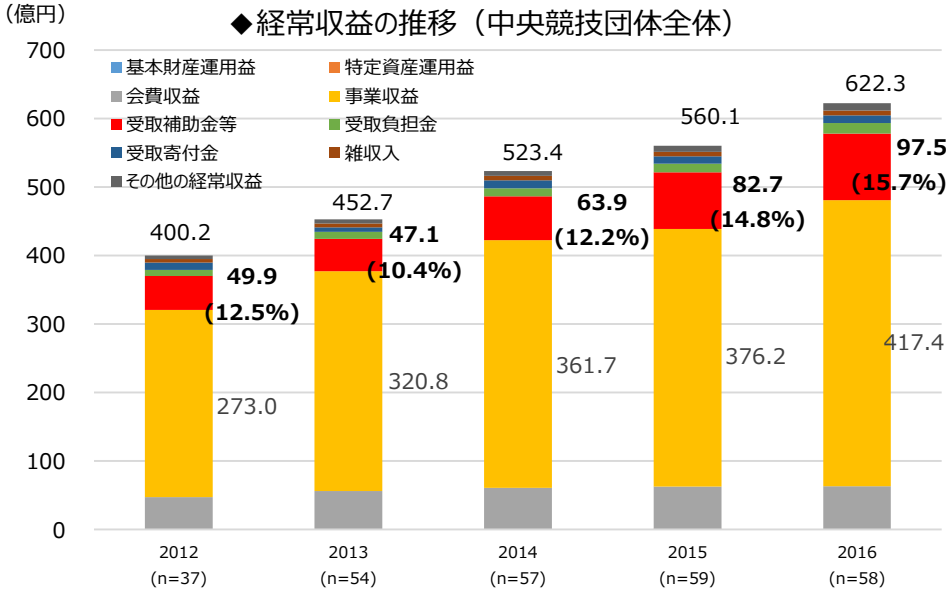

（注１）「受取補助金等」は、国や民間企業からの補助金・助成金及び交付金（括弧内は全体に占める割合）。
（注２）JOCに正加盟していない団体を含む等、競技力向上事業の助成対象の射程との相違がある。
（出典）笹川スポーツ財団「中央競技団体ファイナンシャルレポート」（2019年３月）から財務省作成

◆競技力向上事業における主な評価内容（オリンピック競技等）

評価の観点	評価内容	
(1) パフォーマンス（成績） 資源（有望選手）	オリンピック競技大会、アジア競技大会等の成績	東京重点支援競技については、(1)・(2)を踏まえ算出した額に以下の割合を乗じた額を加算 Ｓ：30%程度 Ａ：20%程度
(2) プログラム（強化活動の実行性等）	強化活動の実行性、コーチ・指導者の養成・資質向上等	
(1)・(2)等を踏まえ算出した額に対し、(3)～(5)の各項目の評価結果、達成状況等に応じて、各項目に掲げた割合を乗じる		
(3) 強化戦略プランの計画性・実行性	Ａ：120%、 Ｂ：105% Ｃ：100%、 Ｄ：90%	
(4) KPIの達成度	Ａ（達成）：110% Ｂ（概ね達成）：100% Ｃ（未達成）：90%	
(5) 組織体制（ガバナンス等）	Ａ（対応できている）：100% Ｂ（対応できていない）：90%	

（出典）独立行政法人日本スポーツ振興センター「2019年度競技力向上事業に関する実施基準補足資料」から財務省作成

＜改革の方向性＞

○ トップアスリート育成に限らずスポーツ振興の重要な役割を担う中央競技団体は、スポーツ団体が社会各層から広く支持・支援を得られるよう、その組織・ガバナンスを強化し、自立的な経営を確立していくことが重要。競技力向上事業等による支援は、ガバナンス・コードを踏まえ、ガバナンス等に係るプラス面を含めたメリハリある評価や各団体の具体的な評価結果等の「見える化」を通じ、経営体としての体制整備を促していくことが重要ではないか。

「稼ぐ文化」に向けた取組の更なる強化

文　化

「稼ぐ文化」を一層推進し、文化芸術の保存・継承や新たな創造等に対して効果的に再投資することにより、自律的・持続的に発展していくメカニズムを確立していくことが重要ではないか。

＜文化財保存・活用向けの補助金＞

文化財の活用促進と幅広い先への支援を両立させる観点から、平成30年度に将来の収入増加見込みを全額控除する補助金配分の仕組みを導入したが、活用が進んでいない（交付先947件のうち２件）。

＜改革の方向性＞

文化財の活用の促進に向け、稼ぐインセンティブを損なわないような補助金の仕組みとするとともに、交付先にアクションプランの策定を求めていくべきではないか。

（注）計画策定は、交付先の負担感を考慮し、平成30年度に制度化された文化財保存活用地域計画・保存活用計画の枠組みを活用しつつ、まずは地方公共団体の文化財向けの補助を対象とすることが考えられる。

＜芸術文化振興向けの補助金＞

○ **支援先へのこれまでの支援期間（令和元年度：音楽分野42団体）**

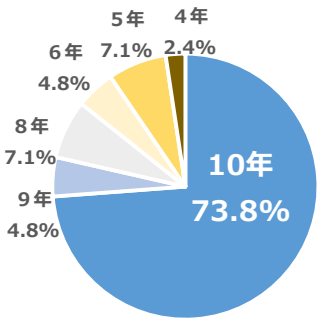

（出所）（独）芸術文化振興会（平成22年度以降の支援実績）
（注）舞台芸術総合活動活性化事業32.3億円のうち、音楽は16.9億円。

○ **支援先の収入構造（音楽分野）**

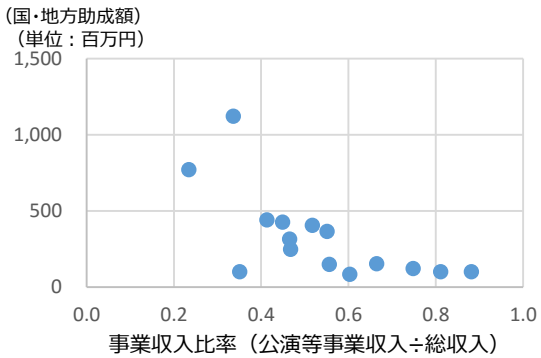

（出所）（公）日本ｵｰｹｽﾄﾗ連盟「日本のﾌﾟﾛﾌｪｼｮﾅﾙｵｰｹｽﾄﾗ年鑑2018」
（注１）補助金交付先の音楽分野42団体のうち、年間活動支援（17団体）を受けている団体であって、連盟において財務状況が公表されている15団体。
（注２）助成額には、文化庁、地方公共団体等の支援を含む。
（注３）現行制度でも入場料収入連動型の支援が行われているが、交付先が固定化されると自助努力のインセンティブが弱まるため、取組の強化が必要。

＜改革の方向性＞

支援の目的を明確化し、成果の「見える化」を推進するとともに、収入増加策等の一層の自助努力を促し、幅広い先への支援・配分が可能となるよう取り組むべきではないか。

＜博物館等の収支＞

博物館等については、例えば、展示事業等だけの収支で見て赤字となる年度もあるなど、自己収入の拡大等に向けた努力が一層必要。

（単位：百万円）

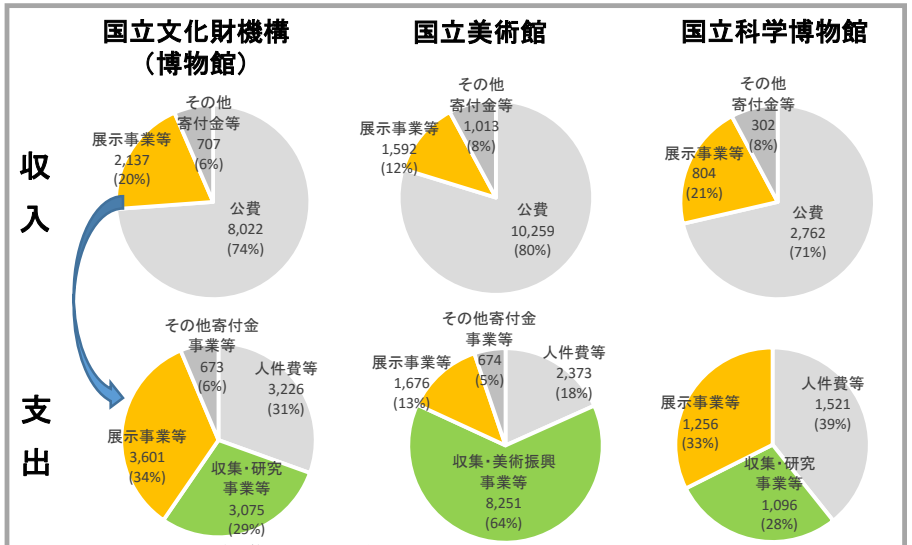

（出所）各団体の平成30年度決算報告書、文化庁
（注１）各団体の過去３年度分の決算を見ると、国立美術館の展示事業は、28、29年度の収支はプラス。
（注２）項目ごとの四捨五入によって合計が一致しない場合がある。

＜改革の方向性＞

入　場　料　・・・　入場料の見直しや入場者数の増加に向けた取組等
※　入場料の展示事業の赤字を埋める水準への引上げや、共催展のあり方の再考等

寄　　付　・・・　公益事業等の実施・強化等

財産使用収入等　・・・　会議・レセプション会場（ユニークベニュー）としての活用促進

財産貸付収入　・・・　保有文化財の他施設への貸付推進